

参考



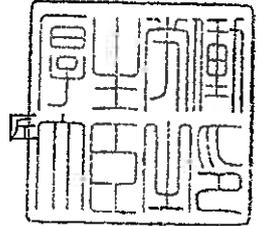
厚生労働省発基0612第1号

令和元年6月12日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 メリット収支率の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例

個別事業の保険料率の増減幅を定める際に用いるメリット収支率（業務災害について支給された労働者災害補償保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定による特別支給金（以下「給付等」という。）の額と保険料の額との割合をいう。）の算定に当たり、給付等の額として労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定により支給された同項第二号に掲げる額に加えた額を算入しないこととすること。

第二 施行期日

この省令は、公布日から施行するものとする。